

カレコ・カーシェアリングクラブ 会員規約の改定について(詳細)

下記の項目について、当クラブの会員規約を改定いたします。「旧」に記載されている内容から、「新」の内容に変更となります。

2014年12月3日から施行します。

No	項目	条項	変更内容	
1	退会方法の改定	会員規約 第15条2項 (退会)	旧	2.会員は、退会するときは、当社が定める退会届出書に所定事項を記入のうえ、退会を希望する月の20日(当該日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日)までに到着するよう当社に提出するものとし、当社はその月の末日をもって退会を受理し、会員契約を終了するものとします。なお、退会希望日が契約期間の途中であっても当該期間の固定料金は返還しないものとし、会員は、退会月末日までの固定料金及び退会までに生じた利用料金等の一切の債務を当社に支払うものとします。
			新	2.会員は、退会するときは、当社所定の方法により、退会を希望する月の20日(当該日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日)までに申し出るものとし、当社はその月の末日をもって退会を受理し、会員契約を終了するものとします。なお、退会希望日が契約期間の途中であっても当該期間の固定料金は返還しないものとし、会員は、退会月末日までの固定料金及び退会までに生じた利用料金等の一切の債務を当社に支払うものとします。
2		会員規約 第20条	旧	1.当社は、入会申込、登録運転者の登録・変更、その他一定の手続の全部又は一部について、書面の提出に代えて、オンライン又は当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示を行うことを認めることがあります。この場合、当社の定めるところに従い、会員からオンライン又は当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示があった場合には本規約において定める書面の提出があったものとみなすものとします。
			新	1.当社は、入会申込、登録運転者の登録・変更、退会、その他一定の手続の全部又は一部について、書面の提出に代えて、オンライン又は当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示を行うことを認めることがあります。この場合、当社の定めるところに従い、会員からオンライン又は当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示があった場合には本規約において定める書面の提出があったものとみなすものとします。